# ■「新生銀行 パワースマート住宅ローン 安心パックW(ダブル)」の主な商品概要

## 1. 「パワースマート住宅ローン安心パック W(ダブル)」の概要

「パワースマート住宅ローン安心パック W(ダブル)」とは、「パワースマート住宅ローン」に、「元金据置サービス」および「団体信用介護保障保険」を付帯し、さらに当行所定の業者が提供する2つのサービス「病児保育サービス」および「家事代行サービス」を受けることができるクーポンを付帯した地域限定商品です。

ご契約いただける地域の詳細は当行ホームページ掲載のサービス提供業者のご案内ページにてご確認ください。

### 2. お選びいただける金利タイプ・サービスについて

- お選びいただける金利タイプは、「変動金利(半年型)タイプ」、「当初固定金利タイプ」または「長期固定金利タイプ」に 限られます。
- 生活貸越サービス(通称「パワーポケットサービス」)および半年毎増額返済(ボーナス返済)を設定することはできません。

#### 3. 元金据置サービス(通称「コントロール返済」)について

### (1)概要

- コントロール返済は、お客さまが一部繰上返済(スマート返済、金額指定繰上返済)を行い返済期間が短縮された場合に、短縮された返済期間の範囲内で元金返済を据え置き、月々の支払いを利息支払いのみにすることができるサービスです。
- コントロール返済は、本サービスお申込時点の返済期間が借入時より短縮されている限り、何度でもご利用になれます。
- コントロール返済の手数料は無料です。

#### (2)ご利用方法

- コントロール返済の申込は、「新生パワーコール」(住宅ローン専用)にて受け付けます。
- コントロール返済をお申込される際は、本サービスをご利用希望の約定返済日(利用開始日)の前月末日※までに、「新生パワーコール」(住宅ローン専用)へご本人さまよりご連絡ください。※受付時間は、9 時から 19 時。平日・土日・祝日も受付(年末年始の休業日を除きます)。
- お申込受付後、次回金利変更月までの返済予定表を発送いたしますので、元金据置期間および元金据置期間中の利息支払金額、新たな最終返済期日等をご確認ください。元金据置期間中の利息支払金額や新たな最終返済期日はインターネットバンキング「新生パワーダイレクト」でもご確認いただけます。
- 元金据置期間が終了すると、次回約定返済日より元利金の返済が再開されます。

### (3)ご利用にあたっての注意事項

- 住宅ローンの一部または全部の履行を遅延している場合は、ご利用になれません。
- 一部繰上返済を行っていても、本サービスお申込時点の返済期間が、借入時より短縮されていない場合はご利用になれません。
- 元金据置期間は次回の利率変更日を超えてご指定できません。適用利率の変更後、引き続きコントロール返済の ご利用を希望される場合には、再度お申込みいただく必要があります。
- コントロール返済のご利用中、スマート返済をご利用になれません。コントロール返済のお申込時にスマート返済機能を 停止させていただきます。
- コントロール返済のご利用中、金額指定繰上返済サービスをご利用になりませんようお願いいたします。元金据置期間中、金額指定繰上返済サービスによって繰上返済が行なわれた場合には、繰上返済の処理がなされた時点でご利用中のコントロール返済は終了し、次回約定返済日より元利金の返済が再開されますのでご注意ください。
- 元金据置期間が終了しても、元金据置期間終了のお知らせ等の通知や元利金返済の再開後の返済予定表は送付されませんのでご注意ください。
- コントロール返済をご利用になることで、元金据置期間中の支払額を減らすことができますが、元金据置期間中は元本残高は減少しません。お申込時点の最終返済期日が元金据置期間分だけ延長されますので、コントロール返済のご利用前よりも利息支払額が増え、総支払額は増加しますのでご注意ください。
- ミックス・ローンサービスをご利用いただく場合、お申込可能な元金据置期間は、それぞれのローンに対して一部繰上返済を行い短縮された返済期間内となります。2 本のローンの短縮された返済期間を合算して、1 本のローンの元金据置期間として利用することはできませんのでご注意ください。
- リフォーム資金をお借入れの場合、お申込可能な元金据置期間は、住宅購入(又は住宅ローン借換)分とリフォーム 資金分のお借入それぞれにつき一部繰上返済を行った結果短縮された返済期間内となります。住宅購入(又は住宅 ローン借換)分とリフォーム資金分のお借入の短縮された返済期間を合算して、いずれか一方のお借入の元金据置 期間として利用することはできませんのでご注意ください。

# 4. 団体信用介護保障保険(通称「安心保障付団信」)について

#### (1)概要

- 安心保障付団信は、被保険者となるお借入人さまが所定の要介護状態になった場合に、保険会社より保険契約者である当行に住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、当該保険金を住宅ローンの弁済に充当するものです。
- 所定の要介護状態とは、①または②に該当した状態をいいます。
  - ①公的介護保険制度の要介護3以上に該当していると認定されたとき
  - ②次のいずれかに該当し、その状態が 180 日継続していると医師によって診断確定されたとき

- ・「歩行」、「衣服の着脱」、「入浴」、「食物の摂取」および「排泄」の5項目のうち1項目が全部介助に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- ・上記 5 項目のうち 3 項目が一部介助の状態に該当したとき
- 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

## (2)ご注意事項

- 借入金額が5,000万円超となるお客さまには、審査時に保険会社所定の健康診断結果証明書をご提出いただきます。
- 安心保障付団信は住宅ローン残高を対象とします。また、安心保障付団信の対象となる住宅ローン残高の上限は、1億円となります。お客さまが当行から複数の住宅ローンをお借入の場合でも、合計で1億円となります。
- 団体信用生命保険の保険金が支払われた場合には、お客さまの安心保障付団信による保障は終了します。
- 団体信用介護保障保険の保険金が支払われた場合には、お客さまの団体信用生命保険による保障は終了します。

### 5. 病児保育サービスおよび家事代行サービスについて

## <病児保育サービスとは>

- 病児保育サービスとは、お客さまのお子さまが急に発熱した場合や軽い病気になった時に、専門の保育スタッフがお子さまをお預かりするサービスです。
- ご利用に先立って、お子さまの健康状態等について、病児保育サービス提供業者所定の入会審査を経て、病児保育サービス提供業者の会員になる必要があります。入会審査の結果、病児保育サービスをご利用いただけない場合がありますので、事前に病児保育サービス提供業者に入会条件等をご確認ください。
- 転児保育サービスは、ご利用日当日に、待機している保育スタッフがいる場合のみの対応(ベストエフォート対応)となります。
- 病児保育サービスをご利用いただける地域、お預かりできるお子さまの条件、サービス概要、および入会・利用方法の 詳細については、当行ホームページ掲載の病児保育サービス提供業者のご案内ページにてご確認いただけます。ご利用 の前に必ずご確認ください。

#### <家事代行サービスとは>

- 家事代行サービスとは、お忙しい時などに、掃除だけでなく料理や買い物等の家事を請け負うサービスです。
- 家事代行サービスをご利用いただける地域、サービス概要および利用方法の詳細については、当行ホームページ掲載の 家事代行サービス提供業者のご案内ページにてご確認いただけます。ご利用の前に必ずご確認ください。

## く病児保育サービスおよび家事代行サービスのご利用方法>

病児保育サービスおよび家事代行サービス(以下、個別にまたは総称して「サービス」といいます)のご利用にあたっては、当行所定のクーポンをご提示いただきます。

## (1)クーポンの交付

- 融資実行月の翌月月末までに、ご利用いただけるクーポン全枚数分をお届けのご住所宛に郵送いたします。
- 交付するクーポン枚数はお借入金額に応じて決まります。

お借入金額	クーポン交付枚数
1,500 万円 ~ 1,990 万円	20 枚
2,000 万円 ~ 2,490 万円	30 枚
2,500 万円 ~ 2,990 万円	40 枚
3,000 万円 ~	50 枚

#### (2)利田方法

- サービス予約時に、ご利用になるサービス提供業者に対し、「新生銀行プラン」の利用希望である旨、およびお客さまの「ご契約番号」を申告してください。「ご契約番号」はクーポン表面に記載されております。
- サービス利用時に、クーポン表面へお客さま氏名(住宅ローンのご契約者様氏名)、ご利用日をご記入のうえ、サービス 提供業者の派遣スタッフへご提示下さい。病児保育サービスはご利用1回につきクーポン2枚(ご利用時間を問いません)、 家事代行サービスはご利用1回につきクーポン1枚が必要です。
- サービスご利用時に、必要事項を記入済みのクーポンの提示がない場合、サービスを利用することはできません。また、 複写したクーポンをご提示いただいても、サービスを利用することはできません。
- ひと月あたりの利用回数に制限はありません。

### (3)有効期限

• お借入日から 10 年間とし、お借入日から 120 回目の約定返済日以降は、お客さまの保有するケーポンは失効し、サービスをご利用いただくことはできません。

## (4)クーポンの譲渡禁止

ケーポンは、第三者に対して譲渡することはできません。

#### (5)利用制限

以下の事由が生じた場合、お客さまの保有するクーポンは失効し、サービスのご利用ができなくなります。

- お借入日から120回目の約定返済日を経過したとき
- 一部もしくは全部の繰上返済により、または団体信用生命保険もしくは団体信用介護保障保険の保険事故の発生に伴い、お借入日から10年以内(120回目の約定返済日まで)に、住宅ローンが完済となった場合\*(約定返済により完済に至った場合を含みます)
- クーポンの第三者への譲渡もしくは不正利用、またはサービス提供業者の定める規則の違反が発覚した場合
- 住宅ローンの一部または全部の履行を遅延している場合
- 住宅ローンについて期限の利益を喪失した場合
- \* ミックス・ローンサービスをご利用のお客さまについては、2 本のローンの双方が完済となった場合、リフォーム資金をお借入れのお客さまについては、住宅購入(または住宅ローン借換)分とリフォーム資金分のお借入の双方が完済となった場合を指します。

## (6)注意事項

- サービス利用後にクーポンを提示または交付いただけなかった場合には、当日分のサービスの利用料は提携業者より お客さまへ直接ご請求させていただきます。
- サービス提供業者の派遣スタッフの交通費等は、お客さま負担となることがあります。
- クーポンは換金できません。
- クーポンを破損または紛失した場合、再発行はできませんので、大切に保管してください。

## 6. 手数料等について

- 事務取扱手数料として、融資実行時に、パワースマート住宅ローンの事務取扱手数料と合わせて、157,500 円(消費税込)をお支払いただきます。
- 借入日から5年以内(60回目の約定返済日まで)に一部または全部の繰上返済により完済となった場合は(約定返済により完済に至った場合を含みます)\*、繰上返済手数料として完済時に157,500円(消費税込)をお支払いただきます。ただし、団体信用生命保険もしくは団体信用介護保障保険の保険事故の発生に伴う完済、または担保物件の売却に伴う完済の場合はこの限りではありません。
- \* ミックス・ローンサービスをご利用のお客さまについては、2 本のローンの双方が完済となった場合、リフォーム資金をお借入れのお客さまについては、住宅購入(または住宅ローン借換)分とリフォーム資金分のお借入の双方が完済となった場合を指します。

## 7. ご契約にあたっての注意事項

● サービスの内容またはサービス提供業者は、将来、追加・変更される場合があります。

以上